

松山雑記

松山地方裁判所所長

村重慶一

私は、昨年二月松山地裁に赴任しました。松山は人口四六万人、四国では一番の都です。氣候温暖、風光明媚、人情豊かな土地で、それに夏目漱石の坊ちゃんも誇る道後温泉があります。ただ、余りに氣候温暖な地であるためか、近づく台風はいずれも避けて通り、昨年のような異常渇水時には、たまには台風よ来いという気持もしたのは事実です。

昨年は異常渇水で、昭和二八年に上水道の供給が開始されて以来、初めての断水を経験しました。七月二六日から時間給水となり、一時は有名な道後温泉も平常どおりの営業ができなくなり大騒ぎとなりましたが、八月九日からは断水中に必要な水道水の中・低温の温泉水で代用することにし、平常どおりの営業ができるようになりました。上水道をまかなっている石手川ダムが干上り、貯水量がゼロになった後の非常措置として、ダム湖底に残る「デッド・ウォーター」（当初は「死に水」と呼んでいましたが、上水道用水としてふさわしくないため「底水」と呼ぶようになりました。）を活用することになり、それがなくなると、水利権のない面河ダムから生活用水の転用を受け、辛うじて八時間給水を続けてきました。一月九日からは多少余裕ができて一・二時間給水となりましたが、この状態で年を越

しそうです。

このように、松山市民が水で苦しんでいるときに、大江健三郎氏のノーベル文学賞受賞という、とてつもない明るいニュースが飛びこんできました。大江氏は、大洲市の隣にある内子町大瀬の出身です。愛媛県には、中江藤樹、二容敬作、正岡子規、夏目漱石、種田山頭火、大和田建樹、桜井忠温、水野広徳、等の文化人や、児島惟謙、穂積陳重等の司法界の有名人が輩出していますが、大江氏のノーベル賞受賞によって、文化県の名声は益々高くなることでしょう。県立図書館にも、郷土出身作者コーナーがありますが、それに私の「家族法」(青林書院)まで飾られているのは感激しました。

松山地方裁判所には、「翠水園」(すいすいえん)と名付けられた立派な庭園があります。庁舎の北(裏)側に位置し(正門玄関突き当り)、庭園面積は約一、九八〇平方メートル、自然地形を利用した築山式、池泉回遊兼観賞式庭園です。滝、庭池、築山が復元され、自然地形を利用し、調和のとれた県下屈指の名園です。観光ガイドブックにも掲載されています。池水は湧水を利用し、鯉が泳いでいます。昨年のはげ水では、職員が心配し鯉を自宅に預かって可愛がった程です。

この庭園は、永く荒廃し忘れられていましたが、昭和四六年一〇月着任された当時の清水春三所長が、完成近い新庁舎の工事状況を視察中、由緒ありげな庭園跡があることを発見し、復元作業がなされて、昭和四七年四月、新庁舎の落成とともに、庭園も見事に復元されました。清水所長は、この庭園が永く城山の万翠(緑の深さ)を湛えること、ここに遊ぶ人々の交わりが淡きこと水の如くあるようにと願い、「翠水園」と名付けられたのです。

この庭園は、もと松山藩家老山本権兵衛、服部主殿らの手により作庭されたものと推定されます。といいますのは、作庭当時(寛永一八年―延宝二年頃)、ここに居住していたのは家老山本権兵衛であり、藩の重臣として経済的にも恵まれ、禅や茶の修行を積んだ秀れた人物でした。ついで、元禄の頃(元禄―寛保二年)、ここに居住していたのは、

家老服部主殿でしたが、彼も山本家老に劣らぬ秀れた人物でした。この庭園は、これらの家老により作庭されたものと思われます。

萬翠荘（ばんすいそう）は、翠水園のすぐ後の松山城の山すその緑を背景に建っています。フランス風の優雅さを備えた近代洋風建物です。ここは、旧松山藩主久松家一五代当主久松定謨（さだこと）が大正十一年に松山別邸として建築したものです。当時、皇太子の行啓に合わせて完成を急ぎ、宿所にしたものです。また、各界の名士の社交場として華やかな場となりました。戦後は、連合軍の将校宿舎となりましたが、昭和二十七年八月一日、松山家裁の庁舎として裁判官室、家事部及び事務局が入居しました。昭和二十八年九月一日、松山家裁から愛媛県に移され、県立郷土芸術館を経て現在は県立美術館分館となっています（裁判所時報一一〇三号六頁）。

中大法曹の諸先生が松山地裁へ出廷された場合には、これを思い出され、是非、名園を観賞されることをおすすめします。

（平成六年十一月九日）

(司法修習四六期)

新任検事としての三六五日

東京地方検察庁検事

和田 澄 男

一 私は、平成六年四月四日、東京地方検察庁検事を拝命し、検事としての第一歩を踏み出しました。そして、中央大学法曹会の末席に名を連ねさせて頂いているわけです。

早いもので、検事に任官して、はや一年が経とうとしております。各部では、異動する職員の送別会も催され始めた今日この頃、私も、慣れない日々の仕事に追われて夢中で過ごして来た新任検事としての一年を振り返り、その失敗談、感想などを中央大学法曹会会員の諸先輩方にお話させて頂くとともに、これからの長い検事生活での思い出にさせて頂こうと思ひ、会報に寄稿させて頂いた次第です。

二 私の新任検事生活は二か月間に亘る研修から始まりました。

四月 総務部での新任検事研修が始まる。刑事部、公判部、交通部などの各部長、副部長方による講義が続き、その後、指導検事の指導の下、実際の事件を使つての実務指導が行われる。

六月 二か月間に亘る新任検事研修が終わり、新任検事は刑事部と公判部に別れて実務に就く。私は、公判部第一検事室の配属となる。

六月〇日 先輩検事に共同立会して頂いて、初の起訴状朗読等を行う。事前に何度も公訴事実朗読の練習をしてい
たはずなのに、起訴状を持つ手が震える。左手で右手の首を押さえて必死に手の震えを止めながら、何とか起
訴状朗読を終える。声が震えなかったのが幸いだったが、自分ながら最悪のデビュー戦であった。

六月×日 否認の主要事件の証人尋問を担当させてもらう。事前に証人の答えを想定した一問一答式の尋問事項書
を作成していたためか、初の否認事件の証人尋問としては、無難にこなせたと思う。

九月 私を指導して下さっていた先輩検事の異動に伴ない、一時期、一つの合議体、二つの単独体の事件のほとん
どを担当しなければならなくなり、連日公判準備のため帰宅が深夜になる。

一月 何とか五か月間に及ぶ公判部勤務を終え、刑事部勤務となる。

一月〇日 夫が妻を絞殺し、小学校一年生の娘がその目撃者であるという殺人事件の配点を受ける。母親の死が
分らない娘からの事情聴取に付き添っている祖母の涙を見た時、自分は捜査検事に向かないのではないかと思
う。結局、私自身が辛くて、その娘から突っ込んだ目撃状況を聞くことはできなかった。

平成七年一月 暴力団構成員による傷害事件の配点が続く。各被疑者は、判で押したように酒を飲んでいて事件の
ことは覚えていないと弁解する。否認であることは分かっているながら、覚えていないの一点張りの被疑者を相手
に、何を発問すれば良いのか手詰まりの状態になってしまう。

二月×日 韓国人同士の殺人の否認事件の配点を受ける。通訳を介した取り調べの困難さを痛感する。日本語にな
い言葉の微妙なニュアンスに泣かされる。

三 数々の失敗を繰り返しながら、私の新任検事としての一年は終わろうとしています。諸先輩検事から見れば、信
じられないような失敗を繰り返してきました。

しかし、四月からは、「新任」という文字が消え、検事の定員枠に組み入れられることになります。私は、四月

から松山地方検察庁への異動が内定しておりますが、地方へ行けば、もはや「新任」検事という多少の甘えも許されず、完全に一人前の検事として扱われることとなります。微力な私にとって、重責ではありますが、中央大学法曹会会員の一人として、恥ずかしくないよう頑張ってきたいと、今思っております。



元号四代の旅路



池田門太

ゆく河の流れは絶えずして、しかも、
もとの水にあらず。よどみに浮ぶうた
かたは、かつ消え、かつ結びて、久し
くとどまりたる例なし。世の中にある
人と栖すまか、またかくのごとし。

(方丈記)

おふくろの腹から「オギヤー」と勢いよく一声をあげて、地球の一角日本という国に顔を出したのが、明治三十九年二月（丙午）。ところは中山道本庄宿私の生家は跡かたもなく、現在そこには巨大なる銀行がデンとして腰を据えている。ここから私の嶮けしい人生という道の一步が始まった。一番、体にこたえたのは、終戦も間近い昭和二〇年五月アメリカの空襲により住家は焼失、続いて八月二女の病没、さて、私も何人も経験するであろう試行錯誤を繰り返し、或は躓つまづき、或は転び、立ち上っては又転び、現在ガタガタとなった老体をいたわりつつ平成三年の夏を迎えた、齡よわい

八五歳六カ月、然しガタガタでも呆けずに曲りなりにも現役、よくぞここまで辿りついたものだと、自分でもあきれると、同時に自分で自分を褒める。

明治の終りに、本庄尋常高等小学校に入學、当時の文部省国語読本は「ハタ、タコ、コマ」に始つた。当時、日露の余韻、醒めやらず唱歌も軍国調の「テトテトテー軍隊きたる兵隊きたる、赤の帽子は近衛兵……」わんぱく小僧の遊びも軍隊調でボスを先頭に、兵隊ごっこ。当時、崩御せられた英明の明治天皇のおあとを慕つた乃木將軍御夫妻の自刃の号外が発行され、号外売りの腰にぶらさげた激しかった鈴の音が、少年であつた私の耳朶に強くひびき、当時の状影が未だに残る。

親しかった小学校のハナタレ小僧の四〇数名中、現存は二、三名に止まる。次に、大正に移る。大正の始め、九州桜島の大噴火あり、東京では、吉原遊廓の大火災、国勢調査第一回が始まる。スペイン風邪の大流行之れによる全国の死亡者約数万人と称せられた。富山県より発して、全国に波及した「米騒動」上野公園に入る個所に、警備のため警視庁の騎馬隊巡査が配備され、ものものしい情況であつた。この状影は私の現認したものである。次に、日本の国民を激怒させた尼港事件である。ソ聯バルチザンに因る日本民間人の虐殺（石田総領事一家、惨殺される）これに対し、即時日本兵のシベリヤ出兵。大正一〇年上野公園内に大正博覧会が開催された。私も友人と共に見物しその規模の雄大さに驚いたものである。目黒火薬庫より、火薬を搬出した、荷車が坂道より滑り落ちエビス駅近くで、電車に激突し大惨事となり死傷者多数発生、私は現場を見物。信濃川に浮んだトランク事件、トランク内にコマ切れにされた男性が発見された。当時としては、驚くべき猟奇的犯罪であつた。被害者は、相場師のS氏加害者は、当時の農商務省の高級官吏Y。好奇心の旺盛であつた少年の私は、上大崎にあつた殺人現場を、検視の目を盗み、それこそ詳細に見て廻つた。現在の私は、その状況の説明が克明にできる。

さて、大正時代の一大特筆は、何んと云つても、一二年九月一日、正午近く発生した関東大震災である。当時、私

は四谷荒木町に居住しており被害は僅少であった。一五、六歳の少年であった私は、弁当の握り飯を持ち健脚に委せて、被災地の各所を視察したが、至る所、目をおう言語に絶する惨状であった。本所被服廠跡地には男女も識別きぬ焼死体で足場もない程、死体が累々と重なり山積み四辺に悪臭を放ち、此の世の地獄だという表現がピッタリであった。ここで私は不思議のことを発見した。焼死体の上部は皆、頑丈な人物で下部は皆な女、子供、老人であった。隅田川は、これまた、川面を覆う夥しい焼死体、水死体の漂流、舟の航行は全く不可能。吾妻橋その他の焼け落ちた橋は、赤羽の工兵隊出動により一部修復され辛じて通行が可能となった。日比谷公園内は、所せましと被災者であふれ、園内は洗濯物が、満艦飾の有様、通路の一角にはテント張り小店が並び「スイトン」が一杯五銭、この店に被災者がハエのように袴き、群っていた。現在、美しく整備された公園をみると、震災当時の状況を思い浮べることは、全く不可能に近い。皇居の崩れた各所の濠端では、真昼間太陽のもとに何らの恥ぢらいもなく、堂々と老若男女が裸姿で汚れ切った体を洗っていたが、みる通行人には別に珍らしくもなかった。さて昭和に移る。

将来のエリート、法曹を目ざして昭和二年私と共に、中大法科に入学した若かりし友は、当時数十名いた。現在僅かに拾数名にすぎない。永年にわたり続いた懐しいクラス会も消滅した。学友の弁護士が昨年より今年にかけてバタ、バタと急ぎ足で遙かなる天国に旅立ちをした。四国松山、広島尾道、栃木宇都宮、東京と合計六名、香奠返しの品々が押入れに収まって、これを眺めると、色々と昔の交友の想出が浮び上り次第に眼がうるむ。馬鹿野郎、どうしてそう死を急ぐのだ、声が咽喉まできて、グット詰まる。

昭和七年当会に入会した同期の桜は現在何人おるのだろうか。入会当時の日本は、不況の嵐が吹きあれていた。大 outputs が将来の夢と希望をもち、社会に出たが不況のため一警官として、ポリス・ボックスに立ったのも社会に於ける、話題のひとつでもあった。昭和一〇年頃であろうか、関西の人で郵便局で働き乍ら社会的評価の高い弁護士となったが幾年も経ない内に、経済的理由の下で自らの命を絶つという悲劇が生じた。このことが、当時全国の弁護士会に、

いいようのない衝撃しょうげきを与えた。同じく昭和一〇年頃、第一回の二弁旅行会が始まった。三島―修善寺―伊東の宿舎白雲閣、当時、行を共にした四〇数名の会員中、現在の生存者は、私ただひとり。昭和一一年二月に有史以来という『一・二六事件』が勃発ぼつぱつ、之れを契機に戦時色が徐々に全国に拡大し始めた。弁護士の生活にも、不安の影がさし込んできた。アメリカと交戦するに及び国家総動員法が公布、国内は、あげて戦時色に塗り潰された。戦況が次第に苛烈になるに従い、吾々の職場であった裁判所が空襲の被害をさけるため、各所に分散された。文京区春日町、四谷見附、中野等、当時民事刑事特別法が施行され、刑事裁判では、書記官不在でも審理は可能であった。ただ当時困ったことは、裁判進行中にアメリカのB二九の空襲があると、裁判はそっちのけ、急遽中断、裁判官、検事、書記官、弁護士、被告人、看守、傍聴人らは、慌おわてふためき、呉越同舟必死の想いで裁判所脇に設置してある、いくつかの防空壕に飛びこんだ。後楽園には、陸軍の高射砲部隊が配置されていた。空襲と同時に砲弾が空中に発射され、その炸裂音に、われわれは生きた心地がなかったものである。

戦後の混乱は、多数の先生方も御承知と思うので、ここでは割愛あする。次に私が平成元年十月八日、五月会二五周年に投稿した記述の一部の転載することを御許しねがいたい。この記述は、長命を老える上に於て、参考になると思うからである。

*

*

*

*

地位、名譽、財、即ち出世を頭に描き、なつかしの故郷を出て骨身をけずる思いで日夜努力してきた者が中途、死によりしぼんでしまったら、その人の人生は、その人にとりて「人生」とは一体何だろうかのギモンが残る。昔から、「終わりよければすべてよし」「終わり悪ければすべて悪し」の諺がある。元京大総長故平沢先生は、生きる自分の命に対して無限の感謝を表した。刑法の大家故牧野英一先生は、日々質素の生活にあけくれ、万巻の書籍に埋もれ、九〇余歳の死に至るまで、自分の生命に感謝を捧げて世を去られたという。昔から言うところの万象万謝に通じる。

私は、いま生きることの素晴らしさを、感謝している。いままで、私になぜこの素晴らしさを、感じとれなかったのか。

国立、千葉病院の精神神経科医長故、西川喜作氏の言葉。

同医師は、不幸にもガンにおかされ、それに対し、必死の思いで闘った。生きたいの連発で激しく、心中に叫びながら、だが惜しくも五〇歳の働き盛りに万斛の涙をのんでこの世を去った。その昔、日本で有名な国立癌研院長が不幸にもガンで死去された。院長が病床中、泥懇の毎日新聞社の雑誌記者が見舞いに訪れた。その時の会見記を詳細に雑誌に発表したことがある。その記事の中に、院長の臥床中の掛布団の上を一匹の猫が飛び越えて素早く走り去った。その途端に、院長は猫の後ろ姿に静かに手を合わせ、拜んだと掲載されてあった。雑誌記者は、何げなく記事にしたのであろう。然し私はこの時、院長の胸にどのような感懐が去来したかを、暫く考えたのである。さて、諸先生は、この状況をどう解釈されますか。私はこう考えたのですが、いかがでしょうか。或いは私の創作になるかも判りませんがね。院長は「生きる」「生きていく」ということが、あらゆるものを超えて、自分自身にとって、いかに尊いものか、切実極まりなく、自分のガンの快癒を神に祈ると共に、走り去る猫に「お前よ、長く生きてくれよ、若しお前に神の力があるなら、どうか、俺を救ってくれ」頼りにならぬ動物にまで、助けを求めたのではなからうか。若しそうであつたなら薬にも縋る心とはこのことであらう。

本年一月の朝日新聞夕刊「余白を語る」記事中で、野見山氏はこう語る。

「老後があるのは人間だけ、動物は足が弱って、逃げられなくなったら食べられてしまふ、自分で食物をとれなくなつたら終わりでしょう。北斎は、九十歳すぎても死にたくない、と、わめいた。あれはみごとですね」。

森繁久弥は、その著者のなかで、仲間の小林桂樹と対話中、たまたま、何かの話に移ったとき、桂樹が突然「人間、死んだらおしまいだ」と念仏口調で大声をあげたそうである。人間、死んでもおしまいにならぬ、有名人も存在す

るだろう。例えば、ノーベル受賞者、その他芸術家、発明家、等々。それは数少なく別格である。大半の人間が「おしまいだァ」に終わる。

五十余年前、川越の喜多院に私は参詣した。その折り、天海僧正の歌詩をみた。僧正は、徳川三代にわたる主君に仕え百六歳の長寿を保ち、此の世を去ったという。この時代には勿論戸籍法が存在しないから、年齢の真偽のほどは判らない。が、僧正は

気はながくつとめは、かたく、色うすく、食、ほそうして、心広かれ

と、語っている。これの注釈することは、野ぼかも知れぬ。敢えて、私流に解すると、自分のやっている仕事は誠実を以てやれよ、女色を戒め、腹八分、人との交わりには、寛容と忍耐。これらを実行すれば長寿疑いなしだというべきか。

黒沢明監督の名作「生きる」(昭和二七年封切り)について同監督はこう語る。「僕は時々、ふっと自分が死ぬ場合の事を考える。するとこれではとても死にきれないと思って、居ても立っても居られなくなる。もっと生きているうちにしなければならぬ事が沢山ある。僕はまだ少ししか生きて居ない。そんな気持ちが出て胸が痛くなる。作品はそう言う僕の実感が土台になっている」(朝日新聞平成元年一月七日夕刊)あの作品の主演男優志村喬は、この世には居ない、然しこの作品の存在する限り、志村は生きている。この劇をふりかえてみる。ガンになった一人の男が、人影のなくなった公園のブランコに乗りながら、ゴンドラの歌を静かに口ずさむ。「命短し、恋いせよ乙女、赤き唇、あせぬ間に……」あの切々たる哀愁の歌は、私の心に、永久に消え去らぬ情感を植えた。昨年であったか、NHKの放映で辰巳柳太郎と島田正吾の対談の時、二人で歌った歌が、矢張り「ゴンドラ」であった。私は、三、四年の間に知人弁護士Aの死去にあった。申し合わせたように、年齢六二歳、病名は、肺、食道、胃ガン、昔は男性の四一、二、三歳を前厄、本厄、後厄と称したが、六二歳も男性の生死を分ける、ひとつの節目ではなからうかと考える。五

月会でも年齢は少し上回るが温厚篤実の斎藤兼也先生が六七歳の若さで我々と永久の決別をした。まことに痛恨極まりない。

故正木ひろし氏も七九歳で此の世を去った、病名はガン。私は九段坂病院で同氏の臨終に立ち会った。私は同氏の丸坊主にした頭を暫く、なでながら、永別の涙を流した。私と正木氏とは、昭和七年以来の友人、かつ同氏の名譽毀損丸正事件の弁護人を私は担任した。

少し話題を変える。去る平成元年九月三〇日、日本工業クラブの会合で東邦大学名誉教授、総持寺鶴見総合病院長、阿部先生の「食生活と健康」と題する講話を拝聴した。その時の一部を掲記する。

日本人の平均寿命

明治二四年―三二年は、男四二・八 女四四・三

昭和一〇年―一一年 男四六・九二 女四九・六三

昭和二二年 男五〇 女五三・九六

昭和二五年―二七年 男五九・五七 女六二・九七

昭和三〇年 男六三・六〇 女六七・七五

昭和四〇年 男六七・七四 女七二・九二

昭和六三年 男七五・五四 女八一・三〇

平成元年九月十二日、厚生省発表 本年の高齢者

一〇〇歳以上 三〇七八人、内訳は

男六三〇人 女二四八八人。

一〇〇歳以上長寿者数の推移

昭和三八年一五三名、同五〇年五四八名、同五五年五六八名、同五七年二〇〇名、同六〇年一七四〇名、同六三年二五五八名

☆

エネルギー摂取量(キロカロリー)の推移 平均一人一日当たり

明治末期 二、一〇キロカロリー

大正一〇年—一四年 二、三一〇キロカロリー

昭和六年—十年 二、一七〇キロカロリー

同 二一年 一、九〇三キロカロリー

同 三〇年 二、一〇四キロカロリー

同 四〇年 二、一八四キロカロリー

同 五〇年 二、二二五キロカロリー

同 六〇年 二、〇八八キロカロリー

同 六二年 二、〇五三キロカロリー

食品中に含まれる食塩のめやす。食塩は、一日二〇グラム以下の目標とせよという。前頁に表として掲載する。

次に掲載するのは、健康づくりのための食生活指針

1 多様な食品で栄養バランスを

・ 一日三〇品目を目標に

・ 主食、主菜、副菜をそろえて

☆

☆

食塩のめやす

食品名	分 塩	食塩(g)
しょうゆ	小さじ1 ばい(6g)	1.2
"	大さじ1 ばい(18g)	3.6
みそ汁(からみそ)	1 ばい 15g	1.5
" (甘みそ)	1 ばい 15g	0.8
バター	10g	0.2
マヨネーズ	大さじ1 ばい(14g)	0.4
うめぼし	1 個	1.4
ノリつくだに	10g	1.0
たくわん	10g	0.9
塩ざけ	1 切 (70g)	5.7
めざし	1 尾 (8g)	0.3
ハム	1 枚 (25g)	0.8
ちくわ	1 本 (120g)	3.0
食パン	1 枚 (60g)	0.7

2 日常生活活動に見合ったエネルギーを

・食べすぎに気をつけて肥満を予防

・よくからだを動かし、食事内容にゆとりを

3 脂肪は量と質を考えて

・脂肪はとりすぎないように

・動物性の脂肪より植物性の油を多めに

4 食塩をとりすぎないように

・食塩は一日一〇グラム以下を目標に

・調理の工夫で、むりなく減塩

5 ころころのふれあう楽しい食生活を

・食卓を家族ふれあいの場に

・家庭の味、手づくりのころころを大切に

次は、四〇歳からの食生活のチェックポイント。次の項目のうち、該当するものに○をつけてください。

1 朝食は毎日きちんと食べていますか。

2 食事はいつも腹八分目を心がけていますか。

3 食事をするとき、食品の組み合わせを考えて食べていますか。

4 にんじん、ほうれん草など、緑や黄色の野菜を毎日食べていますか。

5 淡色野菜やくだものは毎日食べていますか。

6 料理の味は、うすめを心がけていますか。

7 魚、大豆製品などの良質のたんぱく質食品を食べるようにしていますか。

8 牛乳は毎日飲んでいますか。

9 こんぶ、わかめ、のりなど海藻類を毎日食べるようにしていますか。

10 植物油を使った料理を毎日食べていますか。

○印の数 九〜一〇個#たいへんよい。

○印の数 七〜八個#よい。

○印の数 五〜六個#少し注意が必要です。

○印の数 五個未満#問題あり。もう一度、食生活の点検を。

次は、たばこと酒

(1) たばこをすう人は、つぎのような注意をしましょう。

① くわえたばこはしない。

② なんとなくすわない。

③ おなかがすいたときには、すわない。

④ こどもやたばこをすわない人が同じ部屋にいるときはすわない。

⑤ ときどき部屋の空気をいれかえる。

⑥ 心臓病などがある人は、すつてよいかどうか医師に相談する。

⑦ すいたくなくても、深呼吸をしたり水をのんだりして一応がまんする。

(2) 酒をのむ人は、つぎのような注意をしましょう。

① 毎日つづけてのまない。

(厚生省 栄養指導課)

- ② 長時間だらだらとのまない。
- ③ おなかがすいたときにはのまない。
- ④ たん白質や野菜をほどよくとるようにする。
- ⑤ あまり強い酒はのまない。
- ⑥ のんだときは熱い風呂や急な運動をひかえる。
- ⑦ くすりと一緒にのまない。
- ⑧ 肝臓病などがある人はのんでよいかどうか医師に相談する。
- 次は、がん予防の常識一二カ条
- 1 偏食しないでバランスのとれた栄養をとる。
- 2 なるべく同じ食品を繰り返して食べない。
- 3 食べ過ぎを避ける。
- 4 深酒はしない。
- 5 喫煙は少なくする。
- 6 適量のビタミンA、C、Eと繊維質のものをよくとる。
- 7 塩辛いものを多量に食べない。余り熱いものはとらない。
- 8 ひどく焦げた部分は食べない。
- 9 かびの生えたものは食べない。
- 10 過度に日光に当たらない。
- 11 過労を避ける。

12 体を清潔にする。

(国立がんセンター 杉村・河内による)

以上が、阿部先生、御講話の大意である。尚つづけて、自分の見解として、日本人の寿命は百十歳が限界ではないかと話された。さて、八十路坂を越えた私は、ささやか乍ら、現役である。従って、体には十二分の注意を払って生きている。結局、人間として活躍する元素は、要約すると、「体力、気力、智力」の三点になると信じ体力を第一位におく。なお残り少ない私の余白は、ネクラでなくネアカとして過ごす考えである。終わりに、私のすきな文章を掲げて、擲筆する。

各位の御健祥を祈ること切。

運命も、健康も 環境も すべて、心が創り出す。

谷口雅春

☆

☆

☆

散る桜残る桜も 散る桜。

良寛

平成元年十月八日



中大法曹の伝統と、若き力の 後継者を

学校法人中央大学理事

野宮利雄（二弁）

一 はじめに

平成五年五月、中央大学法曹会からの推薦をいただき、学校法人中央大学理事に選任されました。同時に、法曹会推薦として、篠原千広弁護士（東弁）と、柳澤義信弁護士（一弁）が理事に選任され、理事会には、監事として縄稚登弁護士（東弁）と、評議員会議長として信部高雄弁護士（一弁）が列席されております。

二 理事会について

申すまでもなく理事は、学校法人中央大学の管理運営について、理事会を組織して、理事会の議事に参加し、議決権を行使する権限をもち、その議決について責任を負う機関（学校法人中央大学基本規定（寄付行為）第十七条）とされておるのでありますから、私どもひらの理事ではあっても、その責任は重く、毎回の理事会での審議案件についての論議は極めて活発であります。理事の構成は、現在、総長、学長、事務局長である職務上の理事三名と、評議員会からの選任理事一八名とを合せて二二名で、内海英男理事長をはじめとして、常任理事三名（教学側、学識経験者、事務局出身者）のほか、教学側から各学部教授会から推薦の各一名（必しも学部長ではない）の六名、

學員側は、南甲クラブ（経済界）二名、国会、体育会、地方関係一名の構成であります。理事会は、現在、定例として毎月第一月曜日午後三時から八王子市多摩の本校舎で、第三月曜日午後三時から神田駿河台記念館にて開催され、緊急の議案があれば臨時に開催されることになっている外に、評議員会開催日には、その午前中に、開催されております。又、理事は、理事会から各種委員会委員に選出されるので、私の場合は、総長選考委員会と、第二次基本規定検討委員会の委員として出席し、その他の会合も屢々出席を求められるので、顧りみると毎週一、二回以上は大学関係の仕事の時間に充てられております。

三 本来、この機会に中央大学全般の当面する諸問題——とくに大学改革の推進状況と、その基礎をなす財政基盤の確立へ向けての努力の状況について述べ、一八八五年創立以来一一〇年の歴史と伝統をもつ中央大学が、現在、法、経、商、文、理工、総合政策の六学部のほか、大学院、通信教育、高等学校三校と、三つの研究所が設置され、年間の収支予算約三六八億円、教員六三六名、事務職員五〇一名（平成七年度）である総合大学として活力に満ちた教育研究活動が展開されている概要を報告すべきところではありますが、本誌に総長など重要なポストにある方々のご執筆が有ると聞き及んでおりますので、割愛させて頂き、高木友之助総長が五年前に就任以来、その努力目標とされておられる「二十一世紀には、中央大学を日本一の私立大学に」の立場から、具体的には、法学部出身者である法曹会会員の立場から、法学教育、法曹教育の水準を示す象徴的実績として、優秀な人材の育成はもとよりのこと、中央大学の歴史と伝統の看板である「司法試験合格者の数においても日本一に」なる必要があり、その努力を更にしなければならないと思います。良き伝統には、若き力を注入する必要があると思います。

四 もちろん理事会では、所要の審議案件のほかに、報告事項として、司法試験、公認会計士、弁理士、行政官、外交官等の各種試験の合格者の数と、その内訳、他大学との比較、司法試験については、過去一〇年間の合格者数の増減とその理由、その大学順位などについて詳細な説明報告がなされるが、これとても、昭和五九年以降であり、

中央大学一〇年の歴史のうち、昭和二六年（一九五一年）に合格者数において日本一となり、（この年、文学部が創設された）以来昭和四五年（一九七〇年）まで連続して二〇年間、トップ合格者数を輩出していた事実については、抽象的な報告にとまり、現在、そして近い将来に、日本一の実績を回復する具体的方策について、その対応策については未だ些かもの足りなさを痛感するものがある。（法学部においては、法曹論と司法演習講座の開設、大学にては法職講座の運営強化などの対策はされているが、未だその実効を発揮し得ないようである）。そこで、「法科の中央」を象徴する司法試験合格者数、上位三校（中央、東大、早稲田）の順位と、各年次の合格者数を確固たる歴史的事実として再確認することは、中大法曹としても、将来に向っても重要な意味を持つと信ずる。

1 一九八五年九月発行の中央大学百年史のなかの「中央大学略年表」一〇頁、昭和二六（一九五二）年の記述に『司法試験合格者数初首位（四五年度まで連続二〇年間）』との記述があります。この具体的な数字については、法曹会会員は、自らが歩んできた足跡を振り返り回顧すれば、直ちに想い起す事が出来るのでありますが、ご参考までに労をいとわず、列記すれば次のようになります（別冊法学セミナー、司法試験シリーズ別巻「八二年版」の学校別、年度別合格数参照）。

昭和年度	校別合格者（カッコは在学者）数		
	中央大学	東京大学	早稲田大学
二六年	九三（四一）	七九（五三）	八（二）
二七年	六三（四二）	五五（三二）	一〇（七）
二八年	七一（二六）	二九（一五）	七（三）
二九年	六八（二〇）	三六（一六）	七（〇）
三〇年	六二（二二）	四六（二六）	四（一）

三一年	八三(七)	五七(二四)	一一(一)
三二年	六〇(六)	五六(二三)	一二(二)
三三年	一〇六(八)	五九(三三)	一二(二)
三四年	九五(九)	三六(一九)	一七(二)
三五年	一〇二(七)	五一(二五)	一八(一)
三六年	一三八(二〇)	四六(二三)	一七(一)
三七年	一四四(二四)	六五(三〇)	二九(二)
三八年	一五〇(二六)	七八(三四)	三四(三)
三九年	一七〇(二二)	六七(三五)	三四(五)
四〇年	一四八(二八)	一〇二(六八)	三三(四)
四一年	一四五(二二)	一二六(九一)	二三(二)
四二年	一三九(二六)	一一八(八一)	五〇(七)
四三年	一三二(二二)	一〇〇(七〇)	四七(六)
四四年	一三〇(六)	八四(四九)	五四(一五)
四五年	一三八(六)	八九(三五)	七一(六)

2. として、昭和四六年度以降については、順位を○印で示すと、次のようになる。昭和四八年度以降については、本学法職事務室において、合格者の大学別統計をとり始めているので、その数字によった。

年度	順位	中大	東大	早大
四六年	②	一一六(三)	一二七(九二)	四七(三)

四七年	②	一〇〇(五)	一〇八(四〇)	五六(三)
四八年	①	一三三(二二)	九〇(四二)	五四(二六)
四九年	②	八六(二六)	九五(三七)	七〇(三一)
五〇年	②	七八(二五)	一〇八(四〇)	五二(二九)
五一年	②	七一(二〇)	一〇一(二九)	四五(二一)
五二年	②	七二(二〇)	八八(二五)	五八(二四)
五三年	②	八七(二一)	九四(二三)	六八(二三)
五四年	②	八三(一九)	九〇(二〇)	七五(二二)
五五年	②	八六(一九)	八九(二〇)	六一(二一)
五六年	②	五九(七)	一〇一(一九)	五六(九)
五七年	①	九〇(二二)	七八(二四)	七二(二三)
五八年	③	六三(三)	八三(三二)	八八(五)
五九年	②	八四(一)	一〇二(四六)	七六(九)
六〇年	③	七三(〇)	八〇(三五)	七九(六)
六一年	②	八五(四)	九七(四〇)	八五(九)
六二年	②	八三(二)	八六(三二)	八〇(二〇)
六三年	②	七六(〇)	一〇七(四三)	六七(六)

3 平成年代に入ってから、次のとおりであります。同六年までは、連続して順位三位となっております。特に留意されなくてはならないのは、司法試験制度の改革に伴い、平成二年度までは、毎年、大概五〇〇名前後の

合格者数を、平成三年度よりは六〇五名に、四年度は六三〇名に増員され、さらに平成五年は七一二名に、六年度は七四〇名の合格者数となり、これまでの最高数の合格者数となったことは、法曹会員のよく承知しているところではありますが、その結果、中大の合格者数に、どの程度、比例して増加したかを、数字で対照したいと思います。

年度	順位	中大	東大	早稲田
平成元年	③	七四(一)	一〇九(三一)	九五(四)
二年	③	六九(一)	九九(四四)	七〇(七)
三年	③	八一(二)	一三三(五一)	八三(四)
四年	③	一〇〇(二)	一二六(五六)	一一二(五)
五年	③	九一(三)	一三七(五四)	一三五(七)
六年	③	八八(六)	一六一(六〇)	一二一(八)

五 編集委員会から御指示の「中大法曹」第一五号の貴重な紙数を超えながら、敢えて、過去四五五年間の司法試験合格者の数と、他大学との順位をこの機会に回顧したのは、大学理事会において、司法試験合格者数の発表報告をなす場合、平成六年一月理事会の場合は、昭和五九年度以降一年間のみの主要大学別の一覧(B4版一枚)であります。これは、合格者数において上位七校(中、早、東、慶、明治、京都、一橋)その他の大学の各出願者数、短答式、論文式、最終の合格者別で、その内容の分析は説明されます。しかし「法科の中央」の伝統と実績、昭和三年から四八年まで一五年間の長期に亘って、年間の総合格者数約三〇〇から五〇〇名前後の期間に、合格者一〇〇名を超えていた中大法学部の法学教育の実力水準と、法学研究のバイタリテイ、教員、学生、受験生の情熱的なやる意気込みは、どうなったのであろうか。平成三年度以降の総合格者一〇〇名増や、二〇〇名増員による

相対的な合格者増の現象は、中大に關しては余り影響はなさそうである（他大学合格者数には、その増加が顕著に現れていると云える）。

六 ともより、数の多きことを以って貴しとはしない。中大法学部における法学研究と、法学教育の充実、発展を期することは、歴代の理事者、教職関係者と法曹会員を含む関係者の間で幾度か論議研究されてきたところであり、す。しかし、何よりも、中央大学の一一〇年の伝統と歴史は、法学教育の歴史と発展そのものであり、日本の司法部を在朝在野の立場から、その根幹を形成維持して参った誇りと、自負心と実績を有しております。この司法部を支える伝統と歴史に、それぞれの立場から、若き活力に満ちた後継者をより多く育成輩出し、中大法学部の声価と榮譽を、更に発展してほしいと冀うものであります。

(七・一・一一)



司法演習雑感



鈴木孟秋

一 一九九三年後期から中央大学法学部に司法演習講座が開設され、私も一九九三年後期は民法総則、一九九四年前期債権総論、後期民法総則を担当した関係で、法曹会幹事からの求めに感じ感想めいたものを記して参考に供したい。

二 今までの大学の法学教育の中心は、マスプロ講義であった。それ故少人数教育の導入と授業方法の改善の必要性が強調されて久しい。例えば名古屋大学の松浦警教授はチューター (Tutor) による一〇名ないし二〇名程度のサブ・レクチャー (講義の素材を学生によく理解させるための講義と併行して実施される授業) の必要性を説いている (NBL二七三号六頁以下)。

また、東海大学の吉野正三郎教授は「法学教育の現状と改革」(ジュリスト九七一号一三〇頁以下) において、法学教育について、日本とドイツの比較をし、大学における法学教育と法曹養成制度のつながりからいえば、ドイツの方がはるかに理想的であり、ドイツの法学教育の特徴は「演習」(Übung) にあると述べている。演習はユーングとよばれ、講義で基礎概念や基本原理、基本的事項を学んだ学生を、教授が事前に作成した事例を用いて、

徹底的に思考力を訓練するものである。そして、我が国の多くの大学においてこれらの制度を採用する必要性は認められているものの、その実現は担当者の問題とカリキュラム過密の問題から困難とされていた。

ところが、今般開講された司法演習は、前述のサブ・レクチュアかユウヴングに匹敵するものであって、二〇人位の少人数を対象に事例問題を素材として条文の操作と問題解決の思考方法を訓練する授業方法である。そして、中大法曹会において多くの授業担当者を用意し、大学側がカリキュラム上の問題をクリアーして実現を見たことは喜ばしい限りである。

三 この場合先ず問題となるのは、司法演習のための適切な事例を用意することである。私も司法研修所教官時代、事例問題作りには大変苦勞した経験があるが、初学者の理解を助けるためには、問題が難しくてはいけなしいし、ある程度論点が含まれていなければ思考力をトレーニングできないので、これを作ったり選ぶのに一苦勞することになる。司法演習（民法）のスタートにあたっては、時間の制約があったため、取り敢えず市販のゼミナルテキストの問題を集めたり判例時報等を渉猟することになった。しかし、市販のゼミナルテキストの事例は、実務家が作ったものではないから、どうしても講壇事例が多く、実務経験からすると一寸首を傾げたくなるものが散見される。そこで、著作権法に触れないように市販テキストの問題を少しアレンジしたり、自作のものを混ぜたりして一四、五問を作り、取り敢えず何とかスタートした。今後は毎年の授業経験を加味して事例に手を加えたり、自家製の問題を補充し、マンネリ化を避ける工夫が必要となろう。

四 次に、この問題の具体的検討と関連する判例の蒐集等に関する授業担当者のかかわりをどうするかである。司法研修所では、起案問題については各教官が分担してレジュメを用意していたので、民法総則のスタートに際して、問題の分担割当てをしたところ、一部の講師から反発をうけたのは以外であった。各講師とも仕事多忙の間に演習を担当するのであるから、互に情報を交換し合うのが合理的であると思うのだが如何であろうか。二年次の債権総

論においては全講師の賛同を得て、問題を分担してレジュメを作成して交換し、その検討の会を四回位持った。そして問題内容の検討のみならず、授業の進め方等も話し合いが持たれたのは極めて有意義であった。

五 実際の授業は、二〇人クラスの場合では五名を一班とし、四班編成で問題を各班に順次割当て、班のうち一人乃至二人がレジュメを作って発表し、講師がこれに対し講義し解説を加える方式をとっている。班内部ではサブ・ゼミをもって事前に検討する例もあるが、全部にこれが浸透しているわけではない。関連する重要判例はその内容を図示した印刷物を配布して理解の資料として提供している。しかし、担当学生の一方的な発表のみで質問や討論が殆どないのが寂しいかぎりである。私は法律学を学ぶ上では、議論乃至討論が必要だということを強調しているが、殆んど反応がないのが実情である。そこで己むなく、講師の方で質問したり反論したりして一方的に講義を進めることになってしまふ。これは結局学生が、自分の命ぜられた問題はやるが、他の人の担当分の予習はやらないためであろう。司法演習Ⅱの担当講師の一人は、班の中に質問係をつくって必ず質問させるという方法を工夫しているということであった。大学の法学教育の中で意識的に「議論」によるアプローチを採用することが問題の発見、解決能力の養成にプラスである旨を強調している人もいるので（NBL五三七号、加藤新太郎「法実践と法学部における民法教育」（下）参照）、今後担当講師として留意すべきことだと思ふ。

六 次に、教える内容と教え方の問題がある。先ず内容に関しては、法律情報が拡大の一途をたどることを余儀なくされている現状では、付与すべき情報のスクラップアンドビルドが必要だといわれている。そうでないと限られた時間の中で、基本的事項を網羅することが不可能だからである。私が民法を学んだ頃は、大部分の人は我妻博士の理論・体系によっており、これを読み理解することに腐心した。その後の民法解釈学の動向については、星野英一教授が「民法概論Ⅰ」（一一頁）で「今日のわが民法解釈学者の仕事は、我妻博士の理論・体系を目標にこれにぶつかり、これを批判し、崩して新しいものをうちたてることにある。（中略）とにかくこれの一つ一つの部分に挑

戦してその部分において我妻理論の上に出ることが民法解釈学者の関心であり、個別的には優れた業績が次々と現れ、かつ現れつつある。この中で、我妻民法学は、かなりの部分が崩れ落ちながらも、なおその基礎と骨組とががちりと建っている建物にも比せられる、といえようか」と述べているとおりであろう。

実務上も我妻民法は便宜で、これと有斐閣の注釈民法があれば充分であった。しかし司法演習を担当することになって、現在解釈上問題となっている論点は何か、標準的情報たるものは何かをつかむ必要性が生じて来た。そこで、最近の教科書、しかも比較的若手の学者の教科書を二、三購入して読んで見た。やはり、相当内容が変わって来たとの印象をうけている。又わが国の民法の教科書には優れた体系書、概説書があるが、民法全体を初歩から高度なレベルへと読者を導く趣旨で書かれた本は少ない。そのため学生はいわゆる予備校教材にある種の新鮮さを感じてしまうという指摘もあるが、これは正しい指摘だと思う(内田貴「民法Ⅰ」東京大学出版会「はしがき」部分参照)。内田教授の前掲書は最近出版されたものであるが、本を始めから順に読んでいくことによって独力で徐々に高いレベルに達することができるよう教育的配慮をした好著である。このような新しい視点からの教科書が書かれること自体、時代の変遷を感じさせるし、後述する教育方法と相俟って我々講師も「わかり易さ」を常に考えて学生を指導しなければならないとの感を深くしている。

教育は、その受け手が伝達された内容を理解し、定着してはじめて完成するのであるから、教育実践の見地からすれば情報付与の方法がかなり大きな要素を占めることになる。大学進学率が高まり、「大学の学校化」といわれている以上、大学でも手とり、足とり教える傾向は一般化しつつあるのではないだろうか。司法演習については、一年生と二年生を対象とする性格上、学生にわからせ知識を定着させるよう努力して行かなければならないと思っ

七 次に学生に対する教育効果測定の問題がある。司法演習は、正規授業として二単位が与えられるから、単位取得

の認定を何で行うかである。一般的伝統的には試験という形になるであろう。他は平常の学習態度（主として出席日数）、レポートの提出が考えられる。私は一九九三年度については、最終授業日を利用して、事例問題を出題し「教科書、参考書、判例集何でも持ち込み可」という形で試験を行なった。しかし、問題がむずかしかったためか、出来は悪く、結局授業の出席度を勘案して評価することになった。これは、試験を行わないクラスと評価に差が出ると学生に気の毒だという気がしたからである。

「試験」の方法をとると、試験毎に事例問題作成に苦勞しなければならぬし、試験のため授業が一回犠牲になるので一九九四年度からは前期、後期ともレポート提出の方法をとり、これに出席の平常点を相当程度加味することにした。

レポートは予め配布してある事例問題の中から指定して、それについて解答を求め期日までに提出を求めるものである。講師はレポートにコメントをつけ、学生に返還したうえ、講評を行うことにしている。提出されたレポートの内容は勿論玉石混淆であるが、多くは真面目に取り組んでいる。一九九四年後期は、レポート作成に関連して参考文献として、本格的な論文とか判例、判例評釈を予め印刷物にして紹介しておいた。一年次の学生にとってこれらの法学論文を読解することは到底無理であることは承知しているが、参考文献の一つ位は目を通してくれればよいという願いもあったし、学生が著名な学者の還暦記念論文集などを見て少しはアカデミックな雰囲気に触れて欲しいという気持ちがあったからである（予備校教材に赤線を引いているだけでは本当に味気がないではないか）。受講学生の中には、紹介した全部の文献を集め、レポートをまとめるのに時間がなくて困ったといながら、中々の力作を提出した者もいる。

八 最後に受講学生側からの司法演習講座に対する評価に関連して一言触れておきたい。大学側で受講学生にアンケート調査を実施しているが、これは非常によい試みである。この調査結果によると「前期に比べて講義の理解度が増

した」とか「講義がよく理解できるようになった」という回答が多く寄せられていることは、手離しでは喜べないものの、所期の目的は一応達しているように思われる。尚一九九三年度のアンケート調査により、「演習Ⅰ担当者が演習Ⅱも担当した場合、継続履修を希望しますか」という質問に対して、多数の受講者が「希望する」と答えていたので、私は、これに応ずるためテストケースとして「司法演習Ⅱ」も担当した。これは、私の「司法演習Ⅰ」受講者には優先的受付をしてもらいいわゆる「持ち上がり方式」をとったのである。その結果「司法演習Ⅰ」受講者の約半数が継続履修した。この場合は学生の名前もよく覚えられ、学生の方の質問が比較的に活発になる等それなりの効果はあった様に思う。

授業に対する学生の満足度調査とか授業評価等の必要性が指摘され、授業内容の五段階評価方法を採用している慶応大学湘南藤沢キャンパス(SFC)の例がよく紹介されるが(日経ビジネス一九九三年四月五日号等)、「消費者としての学生」を意識した教育サービスの質を高め維持するためには必要なことであり、この採用は時代の趨勢ではないだろうか。司法演習に対する大学側のアンケート調査はいささか遠慮がちであるから、この際授業内容について直截な質問をしてこれを五段階方式で回答させたらよい参考資料が得られるのではないかと思う。又意見、提案の自由記入欄が多いと学生は殆ど記入しないから、個別的具体的な質問を多くした方がよい。

九 以上、思いつくままに司法演習講座の担当者としての実情を報告すると共に感想やら希望を述べさせて戴いた次第である。

司法演習をより充実したものにし、継続した行くためには、担当講師の層を厚くしなければならぬし、教育方法についても新たな工夫が必要になってくる。そのための情報交換や試行錯誤が続くことになるだろう。



法学部教育における「司法演習」

吉川 壽 純

第一 法学部改革への参加

「司法演習」刑法Ⅰ・Ⅱの講師陣に加わって早や一年半になります。

実際の授業のかたわら、大学関係者との会議にも参加して、内から大学を見すえ始めるようになりました。どれもが真新しい初体験ですが、多彩な感想をつのらされております。

まず、「司法演習」が大学法学部の改革に波動を起こしてきたとの思いがあることです。

これまでの大学法学部は、大学内で養成され、学界内で研究に専念している教授・助教授・助手らのピラミッド形の一元の組織によって、学生を教育するという仕組みになっておりました。他大学からの講師も、結局はその大学内で養成された同類のピラミッドに含まれる人たちです。その教員の実際をみると、学生への教育よりも学界へ発表する研究にひたすら精力が注がれ、その教育ではおのずから研究の色合いの濃い抽象的な理論が展開される傾向があったことは否めませんでした（例えば、ある教授は、自分の年来の研究テーマを毎年の試験問題にしているという。）。

「司法演習」は、この一元的組織の研究とは異次元の実務法曹者を組織的に導入して、大学法学部の活性化を企図したものです（官庁の定年退職者を教授に迎える仕組とは明らかにちがう）。閉鎖的な大学にあって、この一元的組織を柔軟にして別の血液路をつけたことは革新的なことだと喜んでいるものです。その波動がようやく起こされ始めたのです。

第二は、新しい学生のニーズにも答える企画だと礼讃するものです。

大学法学部の学生は、小中高の既成の一貫教育を受け続け、一般社会から隔離されたいわば無菌状態のまま大学法学部へ入学してきたものばかりです。その学生は大学のマス教育化に対して個別化、これから巣立つ社会へ直結した実用教育をも熱望しているのが大半です。大学で、法律実務家から、生々しい事件の実態を肌で知らされて社会の「建前」と「本音」を学び、実際に役立つ教育を受け、無菌状態から早く脱皮したいと感じ始めているのです。大学人を養成するのではなく、一般社会へ通用する職業人を養成することに主眼を置くならば、おのずから教育する側も変質していかなければなりません。

「司法演習」は、その学生側のニーズに答える専門科目として大学教育のもう一本の柱に定着していく必要があると思います。

第三は、「司法演習」は、大学教育に学生からの「評価」を導入する契機になったことです。

これまで、大学側は、教育の「評価」から超越していました。あえて言えば、研究中心の面が強いため、著作数、論文の数が幅をきかず「評価」が一人歩きしていて、よい教育をしているかどうかの角度からの「評価」は皆無だったのです。私たちは、大学当局側の企画に従い、「この演習はとてもよかった」、「よかった」、「少しつまらなかった」、「つまらなかった」、「とてもつまらなかった」、このような類のアンケートに答えてもらい、学生から「評価」を受けました。司法演習に参加した講師陣の良質、熱意、創意工夫をこらしたゼミナールは、いずれも、学生から

「とてもよかった」との圧倒的な評価を得たのです（学説の対立に花をさかせるのではなく、説得の方法に重点を置く教育方法に新鮮さを感じているところもあると思います。）。

この「評価」は一步運用を誤ると、学生への迎合する弊を招き易い危険があることも忘れてはなりません。しかし、学生のニーズを知る手掛かりになったことは確かです。この学生からの「評価」は、教授・助教の講義に対しても行い（アメリカでは、あたり前のことだといわれています）、大学教育の改革の起爆剤になってくれたらさばらしいと思います。

われわれ弁護士は、裁判官・検察官・相手側の弁護士はもちろん、依頼人から鋭い「評価」を受け続けているのです。これはどの社会人も全く同様です。この当たり前のことを大学の内に導入させる契機となれば幸いです。

第二 「司法演習」から見た学生像

まず、「司法演習」を希望してくる学生をみると、将来の職業志望ははっきりしないが、何か法律を学び、社会人になっても役立てたいと思う学生が六割。あと四割が、できるならば司法試験を受けたい、どうしても司法試験を受けるのだという学生です。その学生たちを能力的にみると、不思議なことに前者に優秀な学生が比較的多くみられることです。

この優秀な学生は、大学受験で偏差値教育にもまれ、大学受験時の偏差値をみずからの固定した能力だと思いつみ、その意識から脱皮できない者が多いのです。この意識は私たちの想像をはるかに越えるものであります。法科の中央を叫んでも、それは一方通行の話にしかならないのです。

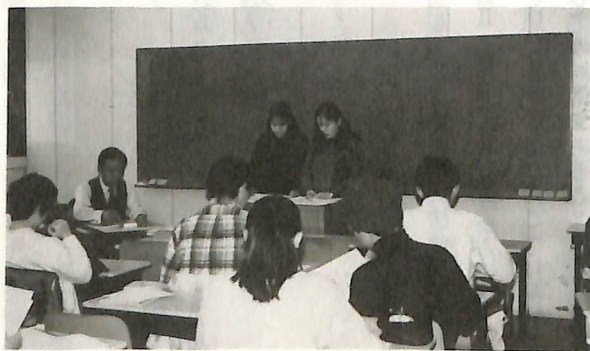
そのような学生に自信を復活させ、自分の将来の展望を持たせるように仕向けていくのが教育だと思うのです。第二は、学生たちの驚くほどの従順さです。

あらかじめ、レポーターを指定して事例の報告をさせると、全員が必ずレジュメを用意してきます。「声が小さ

い」というと、声を大きく出します。黒板に書いて説明を始めると、学生たちの手がいつせいにノートの上を走り出すのです。その従順さは、小学校の教室にいる錯覚さえ起こすほどなのです。あの学園紛争のエネルギーはもう歴史の中へ埋没してしまっただけです。怠けぐせのある教員にとっては、これほど手間のかからない学生はいません。それだけに、この学生たちに勉強意欲をかきたてていくには情熱と工夫が要求されてくるのです。

法廷傍聴や刑務所見学を企画すると、殆どの学生が参加し、裁判官の動きを真剣に凝視し、舎房・刑務作業場を見て何かを学ぼうとしてくれます。コンパでも、法曹実務の体験話や人生相談を求めてくるのが大半であって、それ以外のことが話題に出ることはありません。数人かたまって法律事務所へ訪ねてくれたりもしますが、そのときの話題も同様です。どの学生も、個別の触れ合いを求め、ぐいぐいと引っ張ってくれる教師像を探していることをひしひしと痛感してなりません。

そのような学生たちが、自らの素材にカンフルを与えられて大成していく。「司法演習」がそのカンフルの一滴にならなければならないと思うのです。





司法演習を担当して

新井 嘉昭

一 司法演習担当のいきさつ

平成六年四月から、中央大学で兼任講師として、司法演習Ⅱ・Ⅲ（民法）を担当しています。中大法曹会の推薦で講師が司法特設講座を担当するようになって今年で二年目で、そのうち司法演習Ⅱ・Ⅲは平成六年度からのスタートです。この司法特設講座が発足した経緯については、他の諸兄から説明があると思いますので、ここでは割愛します。ただ多摩校舎へ移転後、中大生の司法試験離れが著しくなったことを憂慮しての対策であることは言及せざるを得ません。

私は法職検討委員会の委員の末席として、この制度発足の検討に携った関係から、講師陣の一員に加わりました。当初講師をお引受けするにあたり、まず考えたことは、大学を卒業して約三〇年、弁護士登録二五年を経過し、暫らく勉強らしい勉強をしていない現状で、本当にやっていけるだろうかということでした。顧問をしている自治体の職員研修として、ここ一〇年以上二、三回民法と憲法の講義をして来たという心強さはありませんが、所詮レベルが違います。しかし何より心強かったのは、当時他大学ではありますが、法学部二年生に在籍し、司法試験を

狙いたいと勉強していた長男の「大学の先生と違う方法でやればいいんじゃないの、オヤジやってみろよ」という言葉でした。そうだ、大学教授とは違う、実務家としての経験で学生にぶつかろう、と決意しました。

二 三つの目標

私は演習を担当するにあたり、次の三つの目標を掲げました。その一つは、この際自分自身勉強し直す絶好の機会と考え、白紙の状態で予習をし、演習をすること、二つめは、いろいろな教科書や資料を読んでも、大学二年生に理解できるように、できるだけ平易に、しかも自分の言葉として表現すること。三つめは、できるだけ具体的事例に基づき考え、学生に教えるというよりも、一緒に考え、難しいと考えられている法律問題を、身近なものとして考える契機になるようにすること、です。

三 演習の内容等

私の担当は、二年前期（四月から九月前半まで）の司法演習Ⅱ（債権総論）と二年後期（九月後半から一月まで）の司法演習Ⅲ（物権・担保物権）です。前後期独立の講座で、単位はそれぞれにつきます。担当日は、仕事の都合上毎土曜日の二限（午前一時から一二時三〇分まで）と三限（午後一時二〇分から二時五〇分まで）の二クラスです。朝自宅を八時五〇分頃出て、新宿に四時頃戻るというスケジュールです。

生徒は各クラスとも二〇人で、うち女性生徒が五乃至七人です。我々の頃は五〇数人のクラスで女性が一人か二人であったのに比べれば、法学部にも女生徒が多くなったものです。なかなか優秀な女生徒が多いようです。二〇人は一クラスの規模としては若干多いかなという感じがしますが、出席者は平均して一六乃至一八人ですので、程よい規模というところでしょうか。

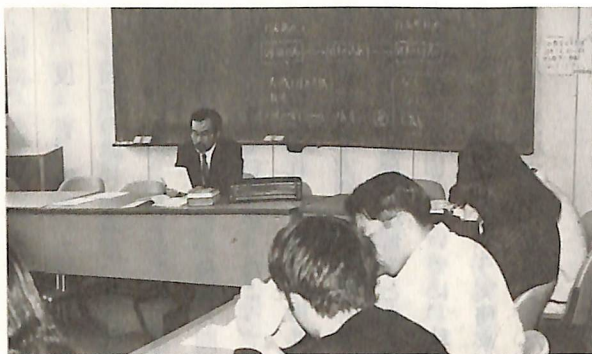
演習問題は、六人の講師陣が予め一四乃至一六問のケース問題を作成し、基本的には各講師とも同じケースで演習します。前後期とも六人の講師が集り、分担制で割当てられた問題を、その講師が下調べをしたレジュメを提出

し、全員で検討します。六人の意見が必ずしも一致するわけではありませんが、討論を通して問題点や学説の相違点がよく理解でき、教室に自信をもって臨むことができます。講師一人々々が単独で検討したのでは、とてもこのようにはいかないでしょう。しかし自ら割当により担当していないケースについては、担当講師が作成したレジュメを参考にしながら、直前に自分自信で下調べをし、まとめを作成します。この作業に週四、五時間を要します。忙しい週では、前日の金曜日の夜遅くまでかかることとなります。

生徒の担当方法は、クラスを四班に分け、一問を一班つまり五人で担当してもらいました。割当てられた班の生徒は、当初全員が予備ゼミを開き、全員が勉強していたようで、代表として発表した人以外の班の人も、よく勉強して来ていました。その後慣れたせいでしょうか、班の中で分担当を敷いて、発表者以外の班員は手を抜いたようです。そこで後期は二〇人を六班に細かく分け、発表する班と質問をする班を別々に担当させてみました。発表をする班は、小人数になったため手を抜かず、一人一人の責任感が強くなりましたが、質問班の積極性が見られません。これからの課題でしょう。

前期の債権総論では、各問題ごとに、例えば、「安全配慮義務」というように、論点を見出しとしてつけましたので、生徒はどの辺を勉強しておけばよいかの予測がつき、その意味ではこの見出しは意味があったと思います。後期の物権・担保物権では、意識的にこの見出しをつけず、論点を探してもらうことも課題の一つにしました。しかし割当てられた発表者は、さすが半年間の勉強の成果が出たのでしょうか、見出しなしで、ほとんど論点を外す





ことはなかったようです。しかし発表者でない生徒にとっては、見出しをつけた方が予習をする範囲が絞られてよいような気がします。今後の課題でしょう。

発表者の一般的な傾向として、ある課題について、意義、要件、効果という定型的なまとめや、諸学説、判例のまとめは、きちっと整理して来るのですが、学説間の対立や、学説と判例が対立する根本の理解が十分できていないと思います。学説を列挙するだけではなく、その前提としての価値観、法理、立法趣旨の理解にもう少し意を注ぐことが望まれます。

四 学生の将来性

前後期とも、第一講の冒頭で、生徒に自己紹介を兼ねて、司法試験を目指しているか等を含め、将来の進路について希望を述べてもらいました。各クラス二〇人のうち、司法試験を受けたいと公言する人は四、五人でした。司法書士の試験を受験したいという人が三、四人いました。我々の二年生の頃は、まだ大半の人が、できれば試験を受けたいと考えていたような気がします。今の学生は試験を早い時期にあきらめてしまい過ぎるのではないのでしょうか。それでもコンパの席などで、生徒と個別に話してみると、できれば受験したいが、試験が遠くにあり過ぎて、なかなか決断できないという生徒もかなりいることが分かりました。これらの学生に、司法試験を遠いものと感じさせないようにすることが、この演習の大きな腕の振るいどころでしょうか。

一方二年生の割には、よく勉強していて、的確な質問をする生徒も何人かいます。心強い限りです。しかしこの演習のレベルを、これら勉強をよくしている生

徒に、合せるわけにはいかず、これが大きなジレンマと言えるでしょう。

五 反 省 等

前期の終わりに、ある生徒から、「先生方は忙しいところを演習に来られているのなら、大学の先生とは違う役割があるのではないですか」と耳の痛い指摘を受けました。私の長男と同じ指摘です。本人はそう心がけたつもりでしたが、実行されていなかったようです。そこで後期には、演習問題に入る前の一〇分程を、私がこれまで扱った事件（失敗した事件も、うまくいった事件も）の話や、修習制度や実務修習の楽しさなどを話しました。弁護士報酬の話もしてみましたすると生徒は、演習のときとは違う興味を示しました。東京弁護士会のお世話で法廷傍聴をしたついでに、私の事務所の見学にも来ました。

生徒が弁護士という実務家を通じて、法律とか裁判とか馴染みにくいものに、一歩でも近づくことができたなら、私たちの役目は少しでも果せるのかなと思います。



司法試験を強くするかい

中央大学法職講座運営委員

木村美隆

正月の箱根駅伝。後半良く追い上げたものの、今年も山梨学院と早稲田の優勝争いに割って入ることができず、三位。選手や関係者の皆さんは一所懸命やっておられるのだろうし、三位でも立派な成績だと思ふのだが、最多出場、六連覇を含む最多優勝という伝統を背負う中央大学であれば、往年を知る人達から「是非優勝を」と期待されるのもやむをえないところであろう。

「また三位か」と口にしてみて、他人ごとではない。ほかでもない司法試験のことである。昨年東大と早稲田の一位争いに割って入ることができず、三位。三位でも立派ではないかなと言え、往年を知る先輩方からお叱りを受けそうである。なにしろかつて昭和二六年から二〇連覇（！）を遂げた中央大学である。「是非一位を」と期待されるのも当然と言わなければならない。

箱根駅伝と司法試験。ともに昭和三〇年代に無敵を誇った中央大学は、何のことはない、山梨学院と東大を入れ替えばまったく同じ立場にある。「箱根駅伝を強くする会」というのがあるそうである。そこで私は「司法試験を強くするかい（会）」を一人で作り、その具体策を考えてみることにした。

まず運動部であれば、第一に考えるべき強化策は、練習環境を整え、有能な指導者を迎えるなど、指導面のハード、ソフトの整備であろう。司法試験についてもほぼ同様のことは言えると思う。この点に関する中央大学の現状はどうかというところ……。

中央大学が司法試験において往年の好成績を残したときの「練習環境」は、学研連を中心とする研究室であった。当時の研究室はどこも合格直前の実力者を多数擁し、その切磋琢磨がプラスの相乗効果を生み、実績を挙げていたように思う。

昨今の研究室は、多摩校舎内にあることもあって、圧倒的に在學生が多く、いわゆる切磋琢磨が期待しにくい状況となっている。むしろかつての研究室の良い伝統は法職講座の駿河台研究室に受け継がれているように思われる。ここでは一年ごとに室員資格の更新のため全員に入室試験を課していることもあり、緊張感が漲っていることが好成績を維持しているものであろう。

しかし、若年受験者を優遇したい法務省の司法試験改革の方向を見ると、多摩の在學生の指導体制がおろそかになることがあってはならない。ことに中央大学において在學生の司法試験受験希望者そのものが減少していることは長い目で見て憂慮すべきことではないだろうか。法学部で実務家を迎えての司法演習が開講されたり、法職講座で多摩校舎の中に在學生向けの研究室を設けようというのも、これらを念頭に置いた対策ではある。しかし現在もなお在學合格者の大多数が学研連研究室から輩出されていることを考えれば、学研連としてもなすべきことは少なくないと思われるし、大学にあっては新学研連棟の建設など施設面の改善をお願いしたいところである。

運動部でいう監督、コーチのような指導者が司法試験に必要な多少疑問がある。しかし勉強の進め方などに疑問を持ったとき、気軽に相談に乗れる先輩が近くにいることは大切なことであろう。多摩校舎との距離を問題とする向

☆

☆

☆

きも多いが、モノレールの開通も遠くない。多少なりとも指導に関わりのある先輩方には、できるだけ後輩との接点を増やしてほしいところである。

運動部であれば次に強化策として考えるのは、有力な選手のスカウトである。司法試験の場合もそれができると良いのだが、難しい事情もある。しかし方法がないではない。

まず何よりのスカウト策は司法試験において実績を挙げることである。しかしこれは鶏が先か卵が先かということになるのでさて置こう。次に考えられるのが推薦入学制度の利用である。推薦入学者の枠のうち、ある程度を司法試験受験希望者に優先的に割り当てる（もとより入学後の志望変更を認めないわけにはいかないが）ことは考えられるかもしれない。

しかしこの点で最も期待したいのは、中央大学が他大学を圧して全国に張りめぐらせたスカウト網である。そんなものあるのか、と言われるかもしれないが、実はあるのである。いや正確に言えばスカウト網たるべき人脈と言うべきだろう。それはこの中大法曹会を中心としたOB組織そのものである。先生方のお身内やお知り合いなどに、法曹界を志す高校生がおられることがあろうと思う。そのとき自信を持って、「私の母校中央大学に」とお薦めいただきたいのである。大学としての指導体制が全国一整備されていることは間違いない。お薦めいただいた先生に御迷惑をおかけする心配は全くないと思うのである。

☆

☆

☆

とまあ、いろいろ述べてきたが、とにもかくにも大切なことは、大学も学生も、そして我々も、何とかしようという情熱と何とかできるはずだという自信を持ち続けることではないだろうか。何やら精神論みたいで今時運動部でもそんなものはやらないと言われそうだが、教育の場に情熱や自信が必要なことは言うまでもない。「中央は多摩に移転してだめになった」とか、「近ごろはできの良いの皆他大学に行ってしまう」などと愚痴のような話を良く耳

にする。しかしそんなことは思っても言うのはよそう。学生にやる気と自信をなくさせるだけで何の前進もない。三位に終わった今年の箱根駅伝もタイムは過去最高とか。かつて連覇を重ねていた時代とは比較にならない好タイムなのである。こちらこそ一所懸命やっているのだが、他大学の方がそれよりほんの少し上を行っていたということにすぎない。こちらのやっていることすべてが間違っているわけではない。すべて間違っていたら三位になんかなれるはずはない。

そうだ、今度の土曜日でも京王線に乗って多摩校舎へ行ってみよう。

